

西東京市下水道ストックマネジメント計画

西東京市下水道課
策定 令和 4 年 1 月
改定 令和 6 年 3 月

西東京市では、昭和 58 年に供用開始し、令和 4 年度末時点で管きょ延長約 427km、マンホールポンプ場 5 箇所、汚水ポンプ場 4 箇所、雨水ポンプ場 1 箇所のストックを有しており、次に示す基本方針で保全を行う。

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法という。

【時間計画保全】

機能発揮上、重要な施設であるが、調査により劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法という。

【事後保全】

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法という。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚水管きょ・マンホール	1 回／5 年の頻度で点検を実施。 調査は 1 回／10 年の頻度で実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	腐食環境下
汚水管きょ・マンホール	1 回／20 年の頻度で調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	重要な幹線等
汚水管きょ・マンホール	1 回／30 年の頻度で点検を実施。 点検で異常を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	上記以外
雨水管きょ・マンホール	1 回／20 年の頻度で調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	重要な幹線等

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚水 マンホール蓋	1回／5年の頻度で点検を実施。	健全度1及び2で改築を実施。	腐食環境下
汚水 マンホール蓋	1回／10年の頻度で点検を実施。	健全度1及び2で改築を実施。	重要な幹線等
汚水 マンホール蓋	1回／15年の頻度で点検を実施。	健全度1及び2で改築を実施。	上記以外
雨水 マンホール蓋	1回／10年の頻度で点検を実施。	健全度1及び2で改築を実施。	重要な幹線等

【処理場・ポンプ場施設】※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
雨水マンホール ポンプ 機械設備	1回／7年程度で分解調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	
汚水マンホール ポンプ 機械設備	1回／7年程度で分解調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	

2) 時間計画保全施設

【処理場・ポンプ場施設】※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
負荷設備	概ね23年（標準耐用年数の1.5～2.3倍程度）	
計測設備	概ね23年（標準耐用年数の2.3倍程度）	
監視制御設備	概ね23年（標準耐用年数の1.5～3.3倍程度）	

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

・・・

—

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

・・・

—

【水処理施設】

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

・・・

—

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

・・・

—

改築実施計画

1) 計画期間

令和4年度 ～ 令和8年度 (5箇年)

2) 個別の実施計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・汚水 ・雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象施設 (m・箇所)	概算費用 (百万円)	備考
第1処理分区ほか 6処理分区	汚水	管渠	1974 ～1990	49～33	3,334	556.8	一般環境下
第4処理分区	〃	マンホール蓋	1988	35	2	0.8	腐食環境下
第1処理分区ほか 9処理分区	〃	〃	1974 ～2011	49～12	390	158.0	一般環境下
合計						715.6	

【処理場・ポンプ場施設】※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水 の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	

対象施設なし

③ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減効果	試算の対象時期
約 350 百万円／年	概ね 100 年